

史跡大御堂廃寺跡AR等デジタルコンテンツ作成業務仕様書

1 業務名

史跡大御堂廃寺跡AR等デジタルコンテンツ作成業務

2 業務の背景・目的

本業務は史跡大御堂廃寺跡を訪れる国内外の観光客に向け、かつての寺院外観を復元した既存の3Dモデルデータを活用して、楽しむことができるAR等デジタルコンテンツ（以下、「コンテンツ」という。）を制作し、スマートフォン等の携帯端末において最適に動作・閲覧できる環境を構築・配信することで、史跡への関心や理解を深めることを目的に実施するもの。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

4 委託金額等

上限額：11,715,000円（消費税及び地方消費税を含む）

契約形態：委託業務契約

5 業務内容

(1) 3Dモデルデータを用いたコンテンツの制作

史跡大御堂廃寺跡にかつて存在した金堂や塔などの3Dモデルデータを用いたコンテンツを制作する。制作にあたっては、本市が提示する3Dモデルデータ、資料（絵図・写真・調査報告書）や学識経験者の意見に基づき、制作の精度を高めること。

【コンテンツの対象として想定しているもの】

- ①金堂や塔などの建物を見渡せるように再現。
- ②ARの特性を加味して各遺構の基壇上に当時の建物を再現。
- ③鳥取県立美術館3階の展望テラスから史跡全体の建物展望を再現。
- ④史跡への関心や理解を深める工夫。

【本市が提供する3Dモデルデータ】

テクスチャを同梱したFBX形式の3Dモデルデータ

(2) 携帯端末による運用

ア (1)により制作した3Dモデルデータを用いた、スマートフォン等の携帯端末において最適に動作・閲覧できる環境を構築すること。提供形態については、以下のいずれか、または両方の組み合わせ手法を提案すること。

- ・ネイティブアプリ方式（App Store及びGoogle Playを通じた配信）
- ・Webブラウザ方式（スマートフォン向けWebサイトとしての配信）

※提案にあたっては、選択した方式のメリットおよびデメリット（操作性、周知機能、保守性、コスト）を比較検討した上で、最適と思われる構成を提示すること。

イ スマートフォン等で史跡全体を見渡せるコンテンツを構築するとともに、ARの特性を加味した臨場感のあるシステムを構築すること。

ウ ビュースポットは、史跡大御堂廃寺跡南端（金堂及び塔付近）及び鳥取県立美術館3階の展望テラスを含む2地点以上は設置すること。

エ ア〜ウに掲げるもののほか、観光客や市民の満足度を高めることが期待できる機能及び倉吉市内の回遊性を高め、滞在時間を延ばす工夫を行うこと。

オ 本業務に必要な資料のうち本市が所有するものは、必要に応じて貸与を受けることができる。資料の貸与を受ける場合は、そのリストを作成して本市に提出するものとし、貸与された資料は、業務完了時に全て返却すること。

カ オ以外の資料については、受託者の責任において収集すること。その際、第三者が権利を有するものかどうかを調査し、権利を侵害しない方法により使用すること。

(3) コンテンツの配信・保守

ア (1)により制作したコンテンツをスマートフォン等の携帯端末において最適に動作・閲覧できる環境を構築・配信を行い、その際の手続及び費用については、委託料に含めること。

イ コンテンツは、多言語に対応すること。言語は2種類以上とし、日本語、英語を必須とする。翻訳は受託者において行うこととし、その費用は委託料に含めること。

ウ コンテンツの配信は、2年度目以降の機能追加に対応できるよう、拡張性の高いものとする

エ コンテンツのスマートフォン等への導入における使用者の安全配慮及び観光施設内や公道上の混乱防止のための提案を行うこと。

オ コンテンツの周知やダウンロード促進のためのプロモーション計画について、積極的に独自提案を行うこと。

カ コンテンツの運用サーバやデータ用サーバは、受託者の責任において管理すること。

キ コンテンツの配信等に不具合が確認された場合は、速やかに対応すること。

ク OSのアップデートが発生した場合は、コンテンツの動作に不具合が生じないように、これに対応すること。

ケ 令和8年度内に係る保守・管理費用については、委託料に含めること。

(4) プロモーション映像・デジタルチラシの制作

ア 制作したコンテンツを本市及び本市が認める者の広報媒体（ウェブサイト、SNS等）で広報宣伝するための「プロモーション映像（30秒〜1分間程度）」及び「デジタルチラシ」を制作すること。

イ アで制作した「プロモーション映像」及び「デジタルチラシ」の効果的な活用方法について、積極的に独自提案を行うこと。

(5) その他

① 監修等

ア コンテンツの制作については、最終成果品の納品までに、本市の担当職員及び本市が指定する関係者に対して2回以上の中間報告を行い、承認を得ること。

イ 最終の中間報告は、最終成果物の動作環境と同程度の仕様にて再現可能な機器や環境を用いた上で行うこと。

② 2年度目以降のランニングコスト

令和9年度以降の(1)～(3)に係る保守・管理費用を、年度単位で提示すること。なお、この費用は、委託料には含めない。

③ 最終成果品の著作権

本業務において制作した最終成果品に関する著作権は、本市に帰属するものとする。但しプログラム等、本業務と関わりなく受託者が既に保持している著作権は移行せず留保する。

④ より効果的な提案等

本件に関わる仕様書記載をベースに、より円滑かつ効果的・効率的な提案が想定できる場合、それらを提案すること。独自提案として選定の際の採点に反映する。

6 納品場所

倉吉市役所 文化財課 〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1

7 留意事項

- (1) 本業務は、原則として業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (2) 本業務に係る成果品に関する全ての権利は市に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な手続きを行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたって知り得た情報を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。これは本業務が終了した後も同様とすること。
- (4) 受託者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- (5) 本業務に係る成果品に関するすべての権利は、市に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な手続きを行うこと。
- (6) 契約不履行・違約金・成果物の不備等がある場合、契約書に基づき違約金等を適用する場合がある。
- (7) その他 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上、決定する。